

独立行政法人医薬基盤研究所法の 一部を改正する法律案の概要

平成26年2月
厚生労働省大臣官房厚生科学課

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案の概要

独立行政法人改革に関する閣議決定や、日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を統合し、医薬品及び健康・栄養に関する研究等を実施する独立行政法人とする。

※ 両法人の統合により、医薬品等に関する専門性と食品・栄養等に関する専門性の融合が図られ、生活習慣病対策への応用、医薬品と食品の相互作用による研究の促進等の効果が期待される。

※ 日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、医療分野の研究開発に係る研究費の配分・評価業務等を担う独立行政法人日本医療研究開発機構が設立されるが、同法人の設立については、医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の統合によって生じる法人数を充てることとする。

改正の概要

1. 新法人の概要

- 新法人の名称は「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」(仮称)とし、主たる事務所の所在地は大阪府とする。
- 新法人は、現在の医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の業務を基本的に引き継ぐ。
 - ※ 医薬基盤研究所の研究開発に係る研究費の配分・評価業務及び創薬支援業務は、独立行政法人日本医療研究開発機構法により、同機構に移管される。

2. 国立健康・栄養研究所の解散

- 国立健康・栄養研究所を解散し、その権利・義務を医薬基盤・健康・栄養研究所(仮称)に承継する。

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
※平成27年4月1日を予定。日本医療研究開発機構も同日に設立予定。

(独) 医薬基盤研究所

沿革・組織

【創設】平成17年4月1日

【本部所在地】大阪府茨木市 彩都ライフサイエンスパーク

【主な組織】理事長、理事、監事（非常勤2名）

本所(大阪)、研究センター（北海道、筑波、種子島）、
創薬支援戦略室（東京、大阪）

【職員数(常勤)】94名(平成26年1月1日現在)



目的

医薬品等及び生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術等の向上のための基盤の整備を図り、もって、国民の保健の向上を図る。

業務内容

下記の4事業により、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援

○医薬品等の基盤的技術研究

⇒ 医薬品等の開発に資する共通的技术の開発

○生物資源研究

⇒ 研究に必要な生物資源の供給及び研究開発

○研究開発に係る研究費の配分・評価等

⇒ 研究の委託、成果の普及

○創薬支援

⇒ 大学等の学術研究機関の優れた基礎研究の成果を医薬品としての実用化につなげるための支援

(独)国立健康・栄養研究所



沿革・組織

- 【創 設】 1920年(大正9)年「栄養研究所」として創設
(平成13年4月 独立行政法人化)
- 【所在地】 東京都新宿区戸山1-23-1
- 【主な組織】 理事長、理事、監事(非常勤2名)、
6研究部、2センター、事務部
- 【職員数(常勤)】 40人(平成26年1月1日現在)



目 的

- ①国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る。
- ②主務官庁は、厚生労働省及び内閣府(消費者庁)

業務内容

- 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究
 - ・生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果の研究
 - ・日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- 健康増進法に基づく業務
 - ・国民健康・栄養調査の集計業務
 - ・特別用途食品等の表示許可等に係る試験業務

